

**「健康な食事・食環境」認証に関するQ&A（2019年4月現在）**

項目	区分	問	回答
1	応募要項 基本的事項	この事業で認証する「スマートミール」とはどんな食事ですか？	「スマートミール」とは、健康に資する要素を含む栄養バランスのとれた食事（主食・主菜・副菜のそろった食事）を指します。
2	応募要項 基本的事項	「スマートミール」を食べれば健康になるのですか？	「スマートミール」だけで、健康になったり、生活習慣病を予防できるわけではありません。健康づくりには、スマートミールのような栄養バランスのとれた食事を継続的に食べ、積極的に身体を動かし、禁煙、節酒を心がけるなど、生活習慣全体を管理することが重要です。
3	応募要項第1 本認証の趣旨	この事業で認証する「健康な食環境」とはどんなものですか？	「スマートミール」を提供するだけでなく、喫食者の健康増進に資する環境を提供する施設を意味します。 以上より、認証基準項目には、「スマートミール」を説明できる人が店内にいたり、店内禁煙という項目も含まれています。
4	応募要項第2 対象	給食事業における、優良老人ホームやサービス付高齢者住宅なども認証の対象になりますか？	病院や高齢者施設については、個別の栄養管理を必要とするため、該当しません。該当施設は、事業所・大学・寄宿舍・寮とします。
5	応募要項第2 対象	バイキング方式のレストランや社員食堂は認証の対象となりますか？	バイキング方式では、料理の選択・分量を各利用者が自由に設定できることから、「スマートミール」の基準に合っているかどうかの判断が難しいため、現段階では認証の対象外とします。
6	応募要項第2 対象	カフェテリア方式の社員食堂等は認証の対象となりますか？	「スマートミール」の基準を満たした組み合わせサンプルが毎日提示されていることに加え、その組み合わせでの提供が確認できる仕組みをもっていれば認証の対象となります。
7	応募要項第2 対象	カフェテリア方式の場合、喫食者がどのような組み合わせで食べたのかわかりづらいのですが、それでも良いのですか？	主食・主菜・副菜といった単品を組み合わせたようなカフェテリア形式での食事提供の場合には、「スマートミール」に合致する組み合わせを提示することに加え、その組み合わせがどの程度選択されているかについて、モニタリング（3日以上、年に2回以上）をしていただき、その結果を提示していただくことが前提となります。 なお、モニタリングの仕組みとしては、精算レジシステムを活用した集計や、会計チェック時などを利用した観察、利用者アンケートなどが考えられます。事務局より問い合わせをさせていただく場合もありますので、その時には即答できる記録を保有しておいてください。 仮に、応募対象となる商品がまだ販売されておらず、販売実績がない場合には、今後予定している確認方法を提示してください。
8	応募要項第2 対象	ご飯がセルフサービスとなっております。応募できますか？	ご飯がセルフサービスでも、応募いただき問題ありません。 ただし、お示しいただいているように、スマートミールの基準にあう適正量をよそっていただくよう、環境（例：ご飯を盛る場所にスケールを置き、スマートミール基準のグラム数を示す、提供中声をかける等）を整え、適正量をよそっていることのモニタリング方法（3日以上、年2回以上）を応募書類の中に示し、その結果を提示していただくことが必要です。また、モニタリングの方法に加え、逸脱した場合などの取組方法も言及ください。
9	応募要項第2 対象	配食サービスは対象となりますか？	中食の基準に該当していれば対象となります。ただし、治療食は対象外です。
10	応募要項第4 留意事項 応募様式1	外食部門に申請された事業者で、お弁当などとしてテイクアウトができる商品を販売している場合、中食としての申請は必要でしょうか？	提供される「スマートミール」の構成や内容が概ね同一であるならば、中食での再応募は必要ありません。 ただし、外食と中食とで提供内容や方法が異なる場合には、その該当項目については、必要な書類を提示してください。
11	応募要項第4 留意事項 応募様式1	「応募事業者名」には、店舗や事業所名を記載すればいいのですか？	申請には、「個別申請」と、本社等がまとめて申請する「一括申請」があります。 個別申請の場合、メニュー開発などを本社が一括して行っている場合には「応募事業者名」には店舗名・事業所名を、「協力・連携事業者・団体名」には本社名を記入してください。給食会社の場合、「応募事業者名」には給食会社に給食事業を委託している事業者・団体名を、「協力・連携事業者・団体名」には給食受託会社名を記入してください。 一括申請の場合には、「応募事業者名」に本社名等を記入の上、「協力・連携事業者・団体名」には各店舗をリストにしてご提示ください。 なお、今後は、「応募事業者名」にお示しいただきました名称で、本制度ホームページへの紹介や認証書の記名を行わせていただきます。
12	応募要項第4 留意事項 応募様式1	事業所給食でも、「応募事業者名」の下にある担当部署名・担当者氏名も「応募事業者」の者になるのでしょうか。それとも、担当部署名・担当者氏名は、給食受託会社になるのでしょうか？	応募事業者名の下に担当部署名・担当者氏名は、応募事業者の担当部署および担当者氏名をお書きください。

項目	区分	問	回答
13	応募要項第4 留意事項 応募様式1	「スマートミール」の提供開始日は、どの時点に記載すればいいのですか？	応募する「スマートミール」に該当するメニューがすでに提供されている場合には、提供を開始した日時をご記入ください。3年以上前から提供している場合は、年だけで結構です。 これから提供（販売）される場合には、その提供開始予定日を記入してください。なお、予定日が確定できないという場合には、日付は上旬・中旬・下旬などある程度目途を記入してください。
14	応募要項第4 留意事項 応募様式1	一括申請で応募を検討しているのですが、「食品衛生責任者」欄には、全店舗の食品衛生責任者を記入しなくてはならないのでしょうか？	可能であれば、一括申請で提出される予定の「協力・連携事業者・団体名」各店舗リスト名にご提示いただきたいと考えますが、100店舗を超えるような場合や、担当者の変更がよくある場合などにより、各店舗の食品衛生責任者をとりまとめることが難しい場合には、応募事業者内で各店舗の食品衛生状況等を統括管理できる代表責任者名を記載してください。
15	応募要項第4 留意事項 応募様式1	「署名欄」には担当責任者名の署名でよいのですか？	担当責任者とは、認証施設として登録する施設の長のことを指しています。認証登録の内容について説明等を求めた場合には施設として対応していただくなど、責任を取ることができる方の署名（記名・押印）をお願いします。
16	応募要項第4 留意事項 応募様式1	署名する担当責任者は「認証施設として登録する施設の長」とありますが、これは食堂の長と、食堂を含む建物全体の長のどちらが適切ですか。また、食堂を有する館内に基本的に常駐している人である必要がありますか。	署名する担当責任者は、食堂に常駐している必要はありません。担当責任者は、応募事業者の担当部署の責任者の方をお願いします。たとえば、工場総務室が担当部署の場合、工場総務室室長、本社総務部総務課の場合、総務課長などが、担当責任者に相当します。
17	応募要項第4 留意事項 応募様式1	応募申込書（特に署名）は、原本の提出が必要でしょうか。	原本での提出をお願いいたします。
18	応募要項第4 留意事項 応募様式1	「給食業務担当者」について、事業所担当者（実際に現場で献立・調理を担当している管理栄養士）と委託会社との調整担当者がある場合、どちらが適当なのでしょうか。	店舗の認証になること、認証を受けた内容について、具体的に把握、検討している人であることが必要であるため、基本的には、事業所担当者を優先してください。
19	応募要項第4 留意事項 応募様式1 応募申込書	給食部門の応募申込書では、食堂情報として「情報公開の可否」が尋ねられていますが、これは何を意味しているのでしょうか？	給食部門について、公開「可」となっている場合には、応募事業者とともに、給食会社も認定証に連名で記名させていただくとともに、認定にかかる公表や受賞など公開の場において、給食会社名についても公表させていただく予定です。 公開「不可」となっている場合には、給食会社名等は公表いたしません。 以上より、応募事業者の事情を踏まえ、公開の可否を事前にご提示ください。
20	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1	「スマートミール」の基準に合致したメニューをランチでは出していますが、夜も含めて常時出していないと認証対象にはならないのですか？	そういうことはありません。 本認証制度では、終日（日中常時）「スマートミール」が提供されていることを必須としているわけではなく、顧客に伝えられた「スマートミール」が、その決まった時間帯にしっかり提供されることが重要だと考えています。 以上より、ランチなど限られた時間での提供であっても、その「スマートミール」が常時（習慣的に）顧客に提供されているようであれば対象となります。 ただし、食数を限定した提供や営業予定時間において早い段階で売切れとなってしまふような設定の場合には、顧客に対して「スマートミール」が常時提供されている環境とは言いがたいため、認証されない場合もあります。様式3に、提供時間や食数などの現状をしっかり記入してください。
21	応募要項第4 留意事項 応募要項2-1 必須項目1	メニューに汁物を含めることは必須条件ですか？	汁物は必須ではありません。
22	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1	例えば、魚定食の場合は、「①パターンの、主食＋魚＋付け合せ野菜70g以上＋小鉢野菜70g以上＋（汁）」でよいと思われるのですが、肉野菜炒めの場合は、「主食＋主菜（肉60g以上＋野菜70g以上）＋小鉢野菜70g以上＋（汁）」という捉え方でよろしいのでしょうか？	はい。その捉え方で間違いありません。
23	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1	刺身の醤油や、味噌煮のたれなどはどのように考え、扱えばよいのでしょうか。	認証を得ようとする「スマートミール」については、基本的に、店舗等が提供するものすべてを含むものが基準内に収まっているという理解で捉えます。 以上より、提供されたものを顧客がすべて喫食するという前提で基準を満たす構成にしてください。

項目	区分	問	回答
24	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1	「スマートミール」の基準で、「特定の保健の用途に資することを目的とした食品や素材を使用しないこと。」について、減塩しょうゆや減塩みそ、減塩だし調味料は、該当するのですか？	減塩醤油や減塩味噌については使用していただいて構いません。 「生理的機能に影響を与える特定の保健の用途に資することを目的とした食品や素材を使用しない」とは、3次機能・生理機能を調整する働きを有する食品や素材を使用しないことや、それを強調して謳わないことを意味しています。
25	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1	スマートミールは営業日は毎日提供していなければ対象にはならないのでしょうか？週に1度、又は月に1度提供していたら対象にならないのでしょうか？	対象にはなりません。 本制度は、「健康な食事（スマートミール）」を継続的かつ健康的な環境（栄養情報の提供や受動喫煙防止等に取り組んでいる環境）で提供している店舗や事業者を認証する制度です。 したがって、営業日はいつでも（毎日）スマートミールが提供されていることが必要です。週あるいは月に一度、イベント的にスマートミールを提供している場合は認証対象にはなりません。
26	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1	「スマートミール」は常時提供されていなければいけませんか？平日はサラリーマンを対象としているので、「スマートミール」を提供しやすいのですが、週末は客層が違います。	そのような店舗の場合、平日、提供されていれば問題がありません。必須項目の提出書類の中に、そのことがわかるように説明してください。
27	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1	スマートミール認証の基準設定には、食事バランスガイドも考慮されているのですか。	スマートミールの基準は、厚生労働省の「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安」（平成27年9月）や日本人の食事摂取基準（2015年版）等を基本とし、さらに給食会社4社の実際のヘルシーメニューの献立分析を行って決定しました。 したがって、直接的に食事バランスガイドとの関連を考慮して決定したものではありません。 しかし、厚生労働省の「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安」は、主食、主菜、副菜の組み合わせに、適宜、果物と牛乳・乳製品をとることを推奨しており、食事バランスガイドとの整合性がとれた推奨内容になっています。以上より、スマートミールも、間接的に食事バランスガイドとの整合性が考慮されていることとなります。
28	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1 様式3	日替わりの場合、連続する5メニューの栄養情報及び画像を添付することになっていますが、週替わりや月替わりの場合も、連続する5メニューの提示が必須なのでしょうか？	週替わりや月替わりの場合には、原則ある期間の1サイクルに該当する連続4週間分もしくは連続4か月分のメニュー提示をお願いいたします。なお、連続する4メニューの提示が難しい場合には、事務局宛にご相談ください。
29	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1 様式3	提供メニューには、「主食+主菜+副菜」パターンと「主食+副食（主菜+副菜）」パターンが混在しています。必ずどちらかで提供しないといけないのでしょうか？また、もし混在しても良いという場合、様式3をどのように記載すればよいのでしょうか？	混在して提示しても構いません。 様式3には、例えば、「主食+主菜+副菜」パターン3日と「主食+副食（主菜+副菜）」パターン2日の場合は、それぞれのシートに3日分、2日分の記載をお願いします。
30	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1 様式3	PFCバランスについて、例えば、脂質エネルギー割合は、30%未満ということで、少しでも超えているとダメなのでしょうか？	原則、小数第1位を四捨五入し、下記のとおり、各比率がそれぞれの範囲に入っているかを確認しています。 ・たんぱく質比率 13~20% ・脂質比率 20~30% ・炭水化物比率 50~65%
31	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1 様式3	主菜及び副菜の食品群別重量の考え方がわかりません。どのように整理して重量を振り分ければよいのでしょうか？	「主食+主菜+副菜」パターンは、主食・主菜・副菜の組合せた食事を知ってもらう育食的な意味合いを含んでいます。 よって、主食・主菜・副菜が明確にわかる献立（例：焼き魚定食、ハンバーグ定食）の時、主菜の主材料（例：魚、肉）の重量をご記入ください。栄養量やPFCバランスに記入する値は、献立全体の値になるため、ここに記入した食品の重量から算出される値より高くなります。 副菜についても、副菜として使用された野菜等の合計重量をご記入ください。丼ぶり物や小さなおかずが複数ある献立等で、主菜と副菜の区別がしにくい献立では、様式3-2または3-4をご利用ください。
32	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1 様式3	主菜の魚・肉・卵・大豆製品については加熱調理後の重量が基準の計算値ですか。それとも、生の状態での重量が基準となりますか。	主菜の魚・肉・卵・大豆製品については、加熱前の食材料の重量が基準の計算値です。なお、主菜の魚・肉・卵・大豆製品の材料60~120gは目安量です。最終的には、PFC%（たんぱく質13~20%E、脂質20~30%E、炭水化物50~65%E）で、栄養バランスをご確認ください。 また、加工品をお使いの場合は、製品の商品規格書（仕様書）に記載の重量、栄養成分値をお使いいただき、欄外にそのことがわかるように示してください。
33	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1 様式3	野菜の乾物を利用した場合、野菜の重量は乾物重量ですか。それとも、戻した後の重量ですか。	野菜の乾物を使用した場合、野菜重量は戻した後の重量で計算してください。栄養量では乾物重量を用い、標準成分表の乾物の値で計算してください。また、乾物重量と戻し・調理後の重量の換算をどのようにしたか、欄外に記載するか、根拠資料を付けてください。

項目	区分	問	回答
34	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1 様式3	主食の部分に含まれるたんぱく源量（魚、肉、卵、大豆製品）と野菜は、どの範囲までたんぱく源量と野菜としてカウントしていいのですか。たとえば、巻き寿司の具材（玉子やきゅうりなどの野菜）、いなり寿司に具材、ちらし寿司のトッピング具材はカウントしてよいのでしょうか。	寿司の具材として、消費者が見て食べて入っていることが把握できる具材については、主菜および副菜の重量としてカウントに含めてくださって結構です。ただし、めしに混ぜ込んでしまい視覚的にわからなくなってしまうほどの少量のものはカウントに含めないください。
35	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目1 様式3	カフェテリアなのですが、会計やレジ記録からモニタリングが難しく、アンケートによる調査を実施しようと思えます。たとえば、「週にどの程度スマートミールを選択していますか。ここ数ヶ月の状況を教えてください」とたずね、選択肢（週5回、週3~4回、週1~2回、ほとんど利用しない、利用したことが無い）で回答してもらうということでも大丈夫ですか。	アンケートでの確認でも構いません。 ただし、顧客が「スマートミールの基準を満たす主食・主菜・副菜を選択していたか」が説明できるアンケートでなくてはなりません。 したがって、ご提案の「週にどの程度スマートミールを選択していますか」の質問では、顧客がスマートミールの基準を「正しく理解」し、基準にあった選択をしているかがわかりません。スマートミールの組合せを提示し、その組合せを選択したか、といった聞き方で、スマートミールの基準にあった選択をしたかをご確認ください。
36	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目2	「スマートミール」を提供しているのかについて確認できる情報とは、どんなものを想定していますか？	例えば、「スマートミール」とはどういうものかという情報や「スマートミール」が常時提供されていることについて紹介されているメニューブックや献立表、サンプルケース、カタログなど想定しています
37	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目3・4 オプション項目9・10・17	応募にあたって、「メニュー選択時にわかる」ことが確認できる資料とは、どんなものを想定していますか？	「メニュー選択時にわかる」とは、顧客が尋ねなくても情報が何らか提供されることを指します。 例えば、顧客が商品購入時に販売レジの横に置かれた卓上資料で内容を確認することができたり、メニュー表と一緒に内容が示されたポップが挿入され情報提供されているなどの内容と方法について、情報を提示してください。
38	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目4	「スマートミール」の選択に必要な栄養情報とは、どんなものを指しますか？	ここでいう栄養情報とは、「スマートミール」を選び食べるために必要な個人の情報のことで、性、年齢、身体活動量等、栄養必要量に関する情報のことを言います。具体的な栄養成分やその機能などを紹介する情報ではありません。
39	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目5	「スマートミール」を説明できる人とはどんな人を想定していますか？	「スマートミール」の基準やその日に提供しているメニュー名を説明できる人を指します。ただし、一方的な情報提供ではなく、質問に応じて、店舗等の「スマートミール」を取り扱う考えや基準、コンセプトなどについても、顧客とコミュニケーションをとりながら情報提供できる人のことを指します。
40	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目5	「スマートミール」を説明できる人は、管理栄養士や栄養士でない、該当しないのですか？	「スマートミール」を理解し、顧客等に説明できれば、管理栄養士や栄養士など資格を有していなくても構いません。 なお、店舗内で顧客に対して説明等をする際、どのように対応しているかについては、応募書類に体制や対応方法を提示していただく必要があります。
41	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目5	説明者は常時いなくてもいけないのですか？	顧客・喫食者から問い合わせがあった際に対応できる状況になっていれば、その場に説明者がいなくても構いません。 なお、その場合は、説明者がいない時の対応方法やその場で利用している説明資料などをご提示ください。
42	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目6	管理栄養士・栄養士が「スマートミール」にどのように関与していれば、作成・確認に関与していると言えるのでしょうか？	例えば、メニュー企画の際の助言、メニュー作成や栄養計算、付帯する栄養健康情報の企画作成などを想定しています。
43	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目6	管理栄養士が献立を作成していませんが、店舗等内における問い合わせの説明には管理栄養士や栄養士が関与しています。こういうケースであれば、この項目は該当しますか？	該当します。 なお、ここで言う管理栄養士や栄養士とは、提出書類の主に栄養に関する内容を確認している人を指しています。直接、献立作成をしていなくても、献立や提供する「スマートミール」の栄養量等について確認し、理解していれば問題ありません。
44	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目6	管理栄養士を外注で頼もうと思っていますが、委託した管理栄養士や栄養士でもここに示して問題ありませんか？	提供する「スマートミール」の栄養量等について確認し、提出書類に必要な内容（氏名や連絡先、登録番号等）を記入できる方であれば、委託した管理栄養士や栄養士で問題ありません。
45	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目7	かなり徹底して分煙（階ごとに仕切るなど）を行っていますが、全面禁煙でないこの項目は該当しませんか？	店舗内全面禁煙が認証の基準となります。 空間や時間を区切り、分煙を徹底して実施していたとしても全面禁煙でなければ本項目には該当しません。
46	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目7	店舗がフードコート内にあるのですが、ビルの同一階に喫煙ルームが別途設置されています。このような場合、この項目は該当しないのでしょうか。	該当します。フードコートで、同一フロアの離れた場所に喫煙専用室が設置されている場合は、店内禁煙として認めます。

項目	区分	問	回答
47	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目7	社員食堂への入り口と、喫煙室への入り口が別にあれば、店内禁煙に該当しますか。	食堂に付随した喫煙室であれば、入り口が別であっても該当しません。食堂に付随した喫煙室でなく、距離の離れた場所にある場合は、該当する可能性があります。その場合、図面を提出いただき、こちらで確認させていただきます。
48	応募要項第4 留意事項 応募様式2-1 必須項目7	社員食堂の入り口から通った先に、部屋として仕切られた喫煙室がある場合、店内禁煙に該当しますか。もし、該当しない場合、喫煙室を閉鎖しない限り、該当しないということですか。	該当しません。 外食で店舗内に喫煙室があることと同じこととなります。食堂脇あるいは、食堂内にある喫煙室を閉鎖していただく必要があります。社内のその他の場所にある喫煙室については不問です。
49	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目8	「スマートミール」でいう精製度の低い穀類とは何を指しますか？	押し麦や玄米、五穀米等を指します。なお、これらの穀類が2割程度、配合されているか、見た目で精製度が低い穀類であることがわかることが必要です。
50	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目8	主食に精製度の低い穀類を推奨されていますが、雑穀米や玄米などの米類のほか、全粒粉のパン、全粒粉の麺やそば粉率の高いそば等は該当するのでしょうか？	精製度の低い穀類には、玄米等の米類の他、全粒粉のパンや麺も含まれます。蕎麦も、十割蕎麦や二八蕎麦といった蕎麦粉が多い蕎麦も含まれます。
51	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目8	自社では毎日雑穀を提供しており、選択肢を設けているわけではありません。そのような場合、項目8は該当するとも考えても良いですか？	該当します。
52	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目10	「スマートミール」の基準のうち、450～650kcal未満の場合には、ご飯量は150～180g（目安）となっていますが、主食の量は自由に設定できるという解釈でしょうか？例えば、「スマートミール」のご飯量を180gで設定した場合、120gも選択できますとしていけばあてはまりますか？	ここでいう主食量の選択と調整は、あくまでも「スマートミール」の基準の範囲内での選択または調整とします。たとえば、ご飯量を120gと180gの2サイズ作ったとした場合、どちらを選択しても、PFCバランス内に納まっている必要があります。 なお、この項目にチェックした場合には、調整後の栄養量がスマートミールの基準の範囲内であることを示す根拠資料をあわせて提出いただくことになります。
53	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目11・12	主菜の主材料として、週3回以上、魚料理や大豆・大豆製品の料理を提供していることについて確認できる資料とは、どんなものを想定していますか？	例えば、コース（シリーズ）品として提供しているメニューのうち、週3日以上、魚料理や大豆・大豆製品料理が提供されていることが店舗等内のメニューやHPサイト、カタログ等で確認できるのであれば、その画像やコピー等を提示してください。
54	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目11・12	魚もしくは大豆・大豆製品の週3日以上の提供について、主菜（魚及び大豆・大豆製品）として必要な重量は決まっているのでしょうか？	スマートミールの主菜の目安については、「ちゃんと」では60～120g、「しっかり」では70～130gとして紹介しています。 なお、顧客自身が、魚や大豆・大豆製品の提供を認識し、選択できることが大切ですので、上記参考値にこだわらず、顧客の視点で魚や大豆・大豆製品が週に3日以上提供されていることを判別できる状況で提供されていれば、本項目を選択していただいても構いません。もし、本項目を該当できるかどうか不明な場合は、事務局までお問い合わせください。
55	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目13・14	栄養成分表示は、どのような方法で算出しても問題はありますか？	食品分析に基づく分析値でも、日本食品標準成分表をはじめとする、妥当な根拠に基づく利用可能なデータベースの数値を利用した計算値でも問題ありません。登録された栄養成分表示については、様式3とあわせて提出いただけます。 なお、審査等の段階で事務局から内容に関する問い合わせを求める場合がありますので、応募者は責任をもってその根拠を説明できるよう対応をお願いします。
56	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目13・14	これまで栄養成分表示は、顧客の理解しやすさを考え、「塩分」と表記してきたのですが、「食塩相当量」にしないのはいけないのでしょうか？ また、献立表以外にも、「塩分控えめ」「塩分少なめ」という表記で訴求していますが、これらも修正しなくてはならないのでしょうか？	栄養成分表示のうち、重量（g）表記が伴うものについては、「塩分」や「塩分量」ではなく、「食塩相当量」と表記して下さい。 販促ポスターやテーブルメモなど、「食塩相当量」が少ないことや控えめであることを顧客等に伝えることを目的としたもので重量（g）表記を伴わない場合は、「塩分控えめ」、「塩分少なめ」などの表記を用いることは問題ありません。
57	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目13・14	カフェテリア方式の場合、“単品ごと”の栄養成分表示は食堂利用者に対し行っています。それらをスマートミールとして組み合わせた際の栄養成分「合計値」を記載することは必要ですか。	「合計値」を示すことが必要です。 カフェテリアでは、スマートミールの基準に合致した組合せを提示する必要がありますので、オプション13、14をチェックする場合は、合計した値を示してください。

項目	区分	問	回答
58	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目14	義務化されている5項目をすべて表示した上で、飽和脂肪酸の表示をしなければ、ここは該当しないのでしょうか？	その通りです。 エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の5項目すべてを表示した上で、飽和脂肪酸の表示をした場合のみ、この項目をチェックすることができます。
59	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目16	「スマートミール」を推進するためのインセンティブとは、例えば、どのようなものですか？	ここで言うインセンティブとは、ポイント獲得できることや何か景品が当たるなどのお得感があること、他のメニューよりも安価な金額設定になっていること、スマートミールを選択した場合、支払った費用の一部が返金されることなどが一例です。
60	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目16	スマートミールを選択するためのインセンティブに、TABLE FOR TWO等の支援寄付活動も該当しますか？	該当しません。 TABLE FOR TWO等の支援寄付活動はあくまでも寄付が目的であって、本認証が目指すスマートミールを選択しやすくするインセンティブとは異なります。
61	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目17	カフェテリア形式であるため、汁物をつけるかどうかは、顧客の判断になります。また、漬物もつけておらず、調味料等をまとめて置いている場所に漬物も設置して、必要な人は各自で自由にとることができます。したがって、周知をしなくとも、食堂利用者は「メニューに汁物、漬物はつけられないことができる」ことがわかると考えていますが、「メニューに漬物や汁物をつけないことができ、メニュー選択時にわかる（オプション17）に該当しますか。	この状況では、該当しません。 これは、すでに漬物や汁物がセットになっているメニューについて、つけない選択ができることを意味しています。この項目は、食塩摂取量を減らすことが可能な環境であるかを意味しており、自由に選択できる環境を確認するものではありません。
62	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目19	野菜70g以上のメニューについて、単品メニューとして提供されていることが条件となっていますが、野菜をたっぷり加えたラーメンなどは該当しますか	該当しません。 この項目の目的は、あるメニューに追加して野菜を摂取できる環境にあるかということの意味しています。よって、野菜の小鉢やサラダなどの単品メニューを対象としています。
63	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目 19・20・21	野菜や牛乳・乳製品、果物については、毎日提供していないとあてはまりませんか？提供回数の基準はありますか？	基本的には、毎日提供している環境を指しますが、平日と週末で客層が異なる店舗においては、平日のみでも構いません。そういう店舗であることがわかる資料を提出ください。
64	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目20	食堂に牛乳の販売機を設置している場合もあてはまりますか？	あてはまります。
65	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目 20・21	牛乳や果物について、食堂に隣接された別会社が運営するカフェや売店で販売されています。このような場合、該当しますか？	該当します。 この項目では、顧客が健康を意識した食物を常時入手できる環境にあるのかどうかを指しているためです。その場合、様式1の「協力・連携している事業者・団体名」にその会社名を記入してください。 なお、認証期間の途中で、該当品の販売・提供等がなくならないよう、応募前に、事業者にて認証制度や応募について状況を伝え理解いただいているから、本項目をチェックしてください。
66	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目 21	スマートミール以外での果物の提供目安量はどれくらいですか？	果物は皮つきのままなど廃棄部も込みで提供することもありますので、目安量100g～200gとは廃棄量込みで示しています。 可食部で考えると65g～120g程度が目安です。可食部65g以上の提供を目安としてください。
67	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目22	スマートミールに含まれない料理で減塩対策をしている場合も当てはまりますか。例えば、減塩醤油を調味料置場においている場合や、常時 減塩味噌汁を提供している等の場合は、あてはまりますか。	該当します。 どのような減塩調味料をどのように設置しているか、確認できる情報をご提示ください。
68	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目24	ここで言う食環境改善のための会議等とはどのような会議が該当しますか？	食環境改善のための会議とは、「健康な食事・環境」の提供について話し合う場のことを指しています。 外食・中食部門では、商品開発会議等の中で「健康な食事・食環境」に関する討議が最低3ヶ月に1回以上実施されていることが目安です。 給食部門では、給食会議、食堂会議など給食会社と定期的な実施されている会議が該当します。会議は月1回程度の実施を推奨、最低3か月に1回以上の実施が目安です。
69	応募要項第4 留意事項 応募様式2-2 オプション項目25	事業所（会社）から食費の補助があることを示す資料とは、どういったものを想定しているのでしょうか？	例えば、給食受託会社に毎月管理費が支払われており、その分従業員に安く食事を提供できる環境となっている場合には、毎月の管理費の請求書などの根拠資料をつけていただくか、補助されていることがわかる内容を記した説明資料を作成の上、提出してください。なお、その際、具体的な金額等の開示までは必要ありません。差し支えない範囲で結構です。

項目	区分	問	回答
70	応募要項第6 審査	現地審査は行われますか？	認証にあたって、現地審査は行いません。 ただし、提出された書類について問い合わせをさせていただく可能性があります。 また、認証後に内容が実施されているかを確認させていただく可能性があります。
71	応募要項第7 認証	認証にあたって費用等はかかりますか？	認証にかかる審査費用は無料です。ただし、申請に関わる諸費用（郵送費用等）はご負担いただくことになります。
72	応募要項第7 認証	認証されたら何か発行されるのですか？	コンソーシアムに加盟する団体名が明記された認証書を発行します。また、ダウンロードをして使用できるマークなどはプロモーションとして自由に使うことができます。
73	応募要項第8 認証後の取扱い	認証後に一部応募内容が変更等した場合、どのような対応が必要となりますか？	認証を受けた店舗等が解散等により消失した場合、認証を受けた「スマートミール」に合致した当該商品が製造・販売を中止した場合には、認証を失効するものとします。その場合は迅速に事務局にその旨を連絡の上、認証書を添えて、規定の失効届を提出してください。
74	応募要項第8 認証後の取扱い	届出が必要な変更事項とはどのようなことですか？また、その際にはどのような対応が必要となりますか？	認証を受けた店舗等の名称や主たる事務所の所在地が同一性を確保している範囲内で変更した場合、認証を受けた際に登録された管理栄養士が異動等により変更した場合には、事務局宛にその旨を連絡の上、規定の変更届を提出してください。
75	応募要項第8 認証後の取扱い	担当した管理栄養士が部署を異動しましたが、この場合、変更届を出さなくてもいいのでしょうか？	変更届が必要です。 様式2-1の6.に、変更後の情報を記入し変更届として提出ください。
76	応募要項第8 認証後の取扱い	第1回の応募で認証を取った内容から星数を増やしたいと考えています。その場合、変更届が良いのでしょうか。それとも新規申請になるのでしょうか。	審査が必要であるため、新規で応募してください。
77	応募要項第8 認証後の取扱い	第1回の応募状況から店舗の状況が変わり、星数には影響しないものの、オプション項目が減る可能性が出てきました。この場合、変更届が必要でしょうか？星数に影響がなければ、変更届は不要なのでしょうか？	変更届が必要です。該当書類を変更届として提出ください。
78	応募要項第8 認証後の取扱い	認証内容（星数）には影響しませんが、スマートミールに該当するメニュー数を増やそうと考えています。その際の手続きは、変更届なのでしょうか？それとも新規応募になるのでしょうか？またその時に必要な応募書類を教えてください。	変更届として、追加されるメニューに関する基準合致内容（様式3）とその根拠資料、新規メニューに関する栄養情報の内容を別途提出してください。
79	応募要項第8 認証後の取扱い	応募の際に提示した栄養情報をリニューアルすることになりました。この際、変更届の提出は必要でしょうか？	変更届として、変更する栄養情報（様式3）を提出ください。
80	応募要項第8 認証後の取扱い	失効届及び変更届に該当する事案がなければ、2年間（認証期間）の間、応募事業者から事務局宛に報告することは何もないのでしょうか？	失効や変更に関する事案がなければ、報告する必要はありません。